

- 八 健康保険全額負担
- 九 公傷ノ場合一人支給
- 十 臨時休業六分支給
- 十一 半休ノ場合全額支給
- 十二 拾時迄八分支給
- 十三 数業ノ場合一時一分五厘
- 右要請求也

昭和五年四月七日

従業員一同

白坂良三郎殿

従業員代表トシテ小出稻作及西忠四郎ノ兩名ハ右要
 請求ヲ携ヘ工場主ヲ訪レ申交セリ

七 回復状況

工場主ハ前定要求書ニ對シ考慮スル旨ヲ述ヘ何等具
 体的意見ヲ發表セス

八 経過

一 労働者側ニ於テハ職場ニ於テ寄々快楽中ナルカ作
 業ハ殆ト平常ノ如ク繼續ニ居レル又半季議ノ指導
 ヲ其所屬組合「関東木材」ニ受テ結束ヲ圖ルト共
 二 組合未加入者ニ對シ加盟ヲ勧誘シ以テアリ
 三 事業主ニ於テハ請負制度ニ更改セルモ收入ニハ大
 差ナキ昔ヲ觀シ此際勞資協力ニテ事業ノ挽回ヲ
 謀ラントセルモ飽ク返復責任ニ於テ抗爭的態度ニ
 出ツル場合ハ全額解雇スルノ意圖ナリ

三 交渉状況